

横浜国際港都建設計画都市再生特別地区の変更

国際港都建設計画都市再生特別地区を次のように変更する。

種類	面積		建築物その他の工作物の誘導すべき用途	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	壁面の位置の制限	備考
都市再生特別地区（山内ふ頭周辺地区）	約 7.1ha	A街区 約 0.6ha	・ホテル又は旅館 ・劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ・学校 ・病院 ・老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの ・物品販売業を営む店舗又は飲食店 ・図書館、博物館、その他これらに類するもの ・ボーリング場、スケート場、水泳場及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第130条の6の2における施設	40/10	1/10 ただし、 巡查派出所、公衆電話所及び令第130条の4第1項第1号から第5号までに規定する公益上必要な建築物については適用しない。	6/10	100㎡ ただし、 巡查派出所、公衆電話所及び令第130条の4第1項第1号から第5号までに規定する公益上必要な建築物については適用しない。	31m	計画図表示のとおり ただし、次のいずれかについて該当するものについては適用しない。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの 2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの 3 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるもの	
		B街区 約 1.8ha	・ホテル又は旅館 ・劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ・学校 ・病院			4/10 建築物高さ31m以下 6/10		130m		
		C街区 約 2.6ha	・住宅 ・共同住宅、寄宿舎又は下宿			4/10		120m		
		D街区 約 2.1ha	・老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの ・物品販売業を営む店舗又は飲食店 ・図書館、博物館、その他これらに類するもの ・ボーリング場、スケート場、水泳場及び令第130条の6の2における施設			6/10		31m		
都市再生特別地区（横浜駅西口駅前地区）	約 0.9ha		—	124/10	40/10 ただし、 巡查派出所、公衆電話所及び令第130条の4第1項第1号から第5号までに規定する公益上必要な建築物については適用しない。	8/10 ただし、 建築基準法第53条第5項第1号に該当する建築物にあたっては2/10を加えた数値とする。	500㎡ ただし、 巡查派出所、公衆電話所及び令第130条の4第1項第1号から第5号までに規定する公益上必要な建築物については適用しない。	建築物の 高さは、 計画図に示す区域Aの区域内においては135m、区域イの区域内においては60mを超えてはならない。	計画図表示のとおり ただし、次のいずれかに該当するものについては適用しない。 1 公共用歩廊 2 前号に昇降するためのエスカレーター、エレベーター、階段又はスロープ	

種類	面積	建築物その他の工作物の誘導すべき用途	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	壁面の位置の制限	備考
都市再生特別地区（横浜駅きた西口鶴屋地区）	約 0.8ha	—	68/10 ただし、国家戦略特別区域法第16条に規定する国家戦略住宅整備事業に係る認定を受けたときは、同条第2項第2号の数値又は同項第3号の算出方法により算出した数値とする。	40/10	7.5/10	500 m ²	建築物の 高 さ は、計画図に示す区域アの区域内においては180m、区域イの区域内においては45m、区域ウの区域内においては31mを超えてはならない。	計画図表示のとおり	
合 計	約 8.8ha								

「区域、地区の区分、建築物の高さの最高限度に関する区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理由

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の趣旨を踏まえ、横浜都心・臨海地域のまちづくりを積極的に推進し、横浜駅周辺地区の更なる国際競争力の強化を図るため、都市再生特別地区を変更する。

横浜国際港都建設計画 都市再生特別地区の変更
(横浜駅きた西口鶴屋地区) 計画図

